口大野地区地域づくり計画書

資料編

	ページ
1、計画書策定会議報告	1
2、計画書策定組織(委員名簿)	2
3、計画書策定地区住民意見聴取	3
4、口大野地区規約(地区組織)	15
5、口大野地域資源マップ(資料添付)	

資料1 平成22年度 ロ大野地区地域づくり計画書策定会議

격	F月E	3	場所	参集者数	内容	備考
22	4	30	□大野公民館	6	地域づく場計画の取組検討協議会議	地区役員
22	5	12	口大野公民館	7	地域づく場計画事業説明会と事業実施承認	地区役員
22	5	15	いちごろう	10	地区役員説明会(審議員)、補助金交付申請協議	町内審議員
22	5	17	市役所市民協働課	1	地域づく場計画補助金交付申請書(市役所提出)	区長
22	10	18	口大野公民館	2	地域づく場け画策定協議	区長/地域パー トナー
22	10	19	□大野公民館	7	地域づく場合実施説明会、町内会長事務依頼	
22	11	11	口大野公民館	16	地区役員経過報告会(町内会長、審議員)、スケジュール調整、地域役員意見聴取(第1回)	地区役員
22	12	5	口大野公民館	19	地域住民意見聴取(第2回)	明治
22	12	8	口大野公民館	11	地域住民意見聴取(第3回)	銀鋒
22	12	14	口大野公民館	19	地域住民意見聴取(第4回)	高砂
22	12	15	口大野公民館	9	地域住民意見聴取(第5回)	万歳
22	12	16	口大野公民館	10	地域住民意見聴取(第6回)	昭和
22	12	24	口大野公民館	2	地域づく場計画意見集約調整協議	区長/地域パー トナー
23	1	5	口大野公民館	2	地域づく場計画意見集約(1~6回までの意見集約)	区長/地域パー トナー
23	1	19	口大野公民館	24	地域住民意見聴取(第7回)	憂間 (地区任意 団体)
23	1	19	口大野公民館	9	地域住民意見聴取(第8回)	夜(PTA•任意 团体)
23	1	20	口大野公民館	2	地域づく場計画意見集約(7・8回までの意見集約)	区長/地域パー トナー
23	1	24	口大野公民館	2	意見集約と原案作成協議(地区役員会へ報告)	区長/地域パー トナー
23	1	24	口大野公民館	6	地域住民意見報告、原案(叩き台)作成開始報告	地区役員
23	2	7	- 口大野公民館	30	原案策定会議	区長
2	~15			30	(区長、町内会長 延べ30人)	町内余役員
23	2	18	口大野公民館	3	地域づく場計画原案取りまとめ協議	区長/審議員/ 地域パートナー
23	2	21	口大野公民館	6	地域づく児子画案協議	地区役員
23	2	28	口大野公民館	6	地域づく児ナ画最終案協議	地区役員
23	3	2	口大野公民館	18	地域づく場計画最終案決定協議	地区役員 審議員
	参加人数 227			227		

資料2 口大野地域づくり計画書策定組織(委員名簿)

1、区 長 西村恒彦

2、町内会長 山際 晃(昭和町内)

小 谷 靖 郎 (剱鉾町内)

小 牧 生 朗(万歳町内)

義 村 亨(明治町内)

三 崎 政 直(高砂町内)

3、審議員 土居重直

野木三司

伊達 显三

小 牧 清 彦

藤森良一

堀 育 夫

小 西 正 誼

小 笹 保 之

高 野 宏

田中義隆

橋 田 満

小 牧 眞 人

★ 意見聴取

①町内会主催分

町内会長、審議員、隣組長、町内区民

②区主催分(任意団体等)

□大野機業組合、□大野農事組合、沖田水利組合、菅外水利組合、JA京都□大野女性部、□大野自主防災会、京丹後市消防団第 1 部、□大野婦人会、□大野地区公民館、民生児童委員(□大野地区)、□大野地区社協(福祉委員)、□大野地区老人会(寿会)、□大野地区図書館ハロウィン、高砂子供みこし保存会、明治地区振興会、剱鉾山太刀振保存会、剛友会、昭友会、新剱会、□大野保育所保護者会、大宮第一小PTA(昭和・高砂・明治下・万才・剱鉾)、大宮中学校PTA(万才・剱鉾)、□大野グランドゴルフクラブ、□大野レイカーズ(ソフトボール)、□大野クラブ(ソフトボール)

★ 作成コーディネート 地域サポーター(西村誠志郎)

資料3 ロ大野地域づくり計画意見聴取概要

1、明治町内(平成 22 年 12 月 5 日、午後 7 時、公民館)

【産業】

産業振興

- * 織物業の衰退による地域の経済力低下
- * 不況の中ではあるが雇用施策の充実
- * 地域ぐるみの鳥獣被害対策

【安心安全】

生活環境整備

- * イノシシ檻の設置を申請したが許可まで4日間もかかった人家近くは即対応を
- * 明治2組旧大宮精練の配管が河床にあり早く処理して河川改修を
- * 溝掃除のときコンクリートの溝ふたが動かない、何とかして
- * 大東建宅横の水路改良
- * 谷川地区の道路支線の草刈りを幹線並みに出来ないか
- * 環境整備のため市営住宅跡地の草刈りを年2回はして欲しい
- * 山、畑、空き地などの管理(草刈など)がされておらず近所迷惑だ
- * 借家が多く借主が地区行政に出席されずまとまりにくい

地域環境整備

- * 本通りの舗装改良を早く
- * 通学路の除雪をしっかりして
- * 余部から府営住宅付近の歩道の拡幅整備
- * 明治2組の市道から三本木踏切(市道)までの道路整備
- * 三本木交差点から小学校までの歩道が狭く通学時危険
- * 自治会下の本通り歩道が無く通学時心配
- * 明治14組谷川を渡る橋に手摺りの設置
- * 本通りの道路改良を2人くらいの反対で無しにしないで(壁にヒビ)
- * 明治小僧谷公園の整備充実

防災·防犯

* 防犯灯の増設

(良いところ) 駐在所があって防犯に対して安心。府営住宅・貸家が多く人が集まり易く人口が増えている。小学校が近く子供の通学に便利。

【健康福祉】

健康

- * スポーツ広場の開放
- * 健康推進員と福祉組織の一体的活動

高齢者 • 児童福祉

- * 高齢者の安心カードを作る
- * 一人暮らしの高齢者が安心して暮らせる諸施策
- * 高齢者の巡回訪問の充実
- * 保育所がなくなるのは地域として寂しい

【文化教育】

生涯学習

- * 学童保育を6年生まで充実を
- * 夏休みの学習場所として公民館を解放

文化・芸能

- * 冬又は夏のシーズン限定でも、街ぐるみのイルミネーションで口大野を明るく活性化
- * 秋祭りを盛りあげて地域を活性化

地区行政強化

- * 隣組組織の再編(軒数のばらつき解消)
- * 隣組長の役割基準の明確化による軽減措置
- * 市、区などの配布物 (お知らせ、広報など) の半減

2、剱鉾町内(平成 22 年 12 月 8 日、午後 7 時 3 0 分、公民館)

【産業】

産業振興

- * 働く職場がない(織物の家内工業は廃業状態)
- * 日用雑貨品等の小売店がない

農業

- * 農業の後継者対策
- * 獣対策の強化
- * 農地の荒廃対策

【安心安全】

生活環境整備

- * 下水道の早期整備
- * 駅裏の整備(駐輪場の設置など)

地域環境整備

- * 市道片町線の暗渠化
- * 市道片町線と岡の堂線交差点の改良
- * 市道錦線(特に剱鉾1組)の拡幅改良
- * 雪の捨て場の確保(錦地区)

防災·防犯

- * 消防団員の確保と強化
- * 自主防災組織の強化
- * 防犯灯の設置

剱鉾8組木成弘之・雄三宅間の電柱、剱鉾5組小川喜由・西村清延宅間の電柱

* 荒神山のもみの木の伐採

【健康福祉】

健康づくり

* 地域での健康づくり (ラジオ体操、ジョギングなど)

高齢者 • 児童福祉

- * 小砂子児童公園の遊具整備
- * 高齢者見回り制度の新設
- * 老人サロンの新設

【文化教育】

生涯学習

* 公民館活動の生涯学習メニューの充実

文化、芸能

- * 太刀振り保存会は運営良好
- * 樂番の祭りの在り方の検討

地区行政強化

- * ゴミのモラル
- * 川溝そうじの協力体制の強化
- * 隣組の再編

(良い所) 町内会内でのつながりが強い

3、高砂町内(平成 22 年 12 月 14 日、午後 7 時、公民館)

【産業】

産業振興

- * 口大野独自の産業や商業を興す
- * 駅前通りのにぎわい、活性化
- * 若者が定住できる、定住したいと思える環境づくり
- * 老若男女の雇用の場づくり

農業

- * 耕作放棄地がますます増加するので法人などで管理運営して欲しい
- * 鳥獣被害が多いので猪、鹿の加工場設置とハンターの育成

(良い所) 店が近く買い物に便利。土地があり家が建つ余地がある

【安心安全】

- * 沖田川の水を常時流す
- * 沖田1号線の実現
- * 小西省宅~深田義一宅までの溝に泥がたまるので改良を
- * 多田喜久雄宅と中村光男宅の間の道路段差の解消
- * 口大野交差点(まるはん商店前 T 字路付近)の振動音の解消

- * ゴミかご設置の補助金
- * 多田喜久雄宅~小林淳一宅間に防犯灯の設置
- * 大宮橋に歩道橋を設置
- * 大宮駅裏から国道312号線までの道路の新設
- * 大宮中学校~竹野川間に溝ぶたを設置
- * 高砂第16組、街灯の設置と側溝に水が流れるように改修する

地域環境整備

- * 埋め立てゴミの回収を调2回に
- * 通学時間帯の交通規制
- * 大宮中学校までの自転車専用レーンの設置
- * 大宮駅裏に駐輪場の設置
- * 昭和地区、中河原線踏切付近の拡幅
- * 通学路に歩道を設置
- * 大道筋の道路改良および側溝の改修
- * 口大野の東西道路の新設
- * 陸橋に歩道を設置
- * 大野神社石段の改修
- * 若者の定住場所の提供

(良い所) 市民局や郵便局や金融機関などが近く生活に便利。国道 312 号線に接しており竹野 川も流れている。道路が広い。町並みとしては割りと整っている

【健康福祉】

健康づくり

- * 芝のグラウンドゴルフ場の設置
- * 寺奥堤をグラウンドゴルフに活用
- * 社会体育館を利用した健康教室の開催
- * 竹野川堤防をジョギングコースにする

児童・高齢者福祉

- * 子供たちがあそぶ公園や広場の設置
- * 高砂に保育所が残して欲しい。
- * 保育所で3歳以下の受け入れ
- * 高齢者が常に集まってこられる場所の設置
- * 高齢化が進んでおり地区として取り組みを考える
- * 高齢者福祉施設の設置

(その他)高齢少子化による過疎化。若者が少ないので空き家を格安で提供し住んでもらう。 独身者が大変多いので行政としても対応を考える。

(良い所) 沖田地区の人口が増加している。町内に医師がいる。

【文化・教育】

青少年健全育成

* 中学生の通学時に危険なことがある

* 中学校のクラブ活動時にボールを追いかけて道路に飛び出してくることがあるので 安全対策が必要

文化芸能

- * 大野神社の公園設備充実と社務所のトイレ改修
- * 桜や紅葉などの名所づくり
- * 高砂に花をいっぱい作ろう
- * 区民が気軽に憩える集会所の設置
- * 大宮駅に人が集まる仕組み
- * 旧口大野村役場をサロンやイベント、居酒屋など人が集えるような施設に活用

地区組織強化

- * 敬老会の見直し
- * 高齢化のため隣組の当番に支障が出てきている
- * 神輿かつぎなど祭りの仕組みの再考
- * 溝そうじが困難になった隣組もあり従来の方法や分担について見直す
- * 溝そうじや宮そうじ、神輿かつぎ、地区の役員など区民としての役割を果たせない人 が多い
- * 口大野の5町内会の見直し

(良い所) 住民の交流の機会が多く難しい人も少ないので纏まりが良い。剛友会が良い。現在不満はない。

4、万歳町内(平成 22 年 12 月 15 日、午後 7 時、公民館)

【産業】

産業振興

- * 企業誘致による雇用確保
- * 口大野商店街の復活
- * 市内に24時間営業の釣具店
- * 伝統産業の後継者確保に補助制度の充実
- * 金融機関合同の ATM を区民グランドに誘致
- * 信金 ATM を区民グランドに誘致
- * 国道バイパスに口大野地区への道路案内板の設置要望

農業振興

- * 猪や鹿などの被害対策を充実し耕作意欲減退の阻止
- * 有害獣の殺処分に補助金

【安心安全】

生活環境整備

- * 旭ヶ岡からの下水排水路の整備
- * 秋に竹野川の雑草焼却
- * 電球、乾電池収集日を変更したが元に戻して

* 落ち葉で樋がつまる

地域環境整備

- * 市道西部線小西邦雄宅付近の水路改良
- * 市道西部線の除雪の徹底
- * 駐車場の除雪をもっと早く
- * 市道通り線の拡幅改良
- * 駐在所前、田中啓介宅前の交差点カーブミラーの改良
- * 西部線小西邦雄宅前にカーブミラー新設
- * カーブミラーの汚れ、くもりの清掃除去
- * 旭ヶ岡へ上がる道路の改良
- * 市道寺町線常徳寺から井上勝宅間に側溝の設置
- * 川の溝ふたを1枚用に
- * 寺の奥池埋立地を整備充実し夜間も使えるグランドに
- * 寺の奥池埋立地を当初計画どおりの高さに
- * 花見の出来る公園、遊園地づくり
- * 水源地周辺の公園化

防災 • 防犯

- * 芋谷民家裏山の急傾斜地防災工事
- * 芋谷村上宅前の杉の木の伐採
- * 旭ヶ岡の急傾斜地防災工事
- * 駐在所の敷地も建物も狭く利用しづらい

(良い所) 他の町内に比べ防災に強い。

【健康福祉】

健康づくり

* 夜間でも安心してジョギングやウオーキング出来るところの確保(竹野川河川公園に 街灯の設置)

高齢者 · 児童福祉

- * 高齢者とのコミュニケーションの場づくり
- * 老人が気軽に集える憩いの場づくり

【文化教育】

文化、芸能

- * 万才山太刀振りの定期開催
- * 秋祭りの運営を町内から区へ
- * 花火大会が続くように補助を考える
- * イベントへの参加者が増えるよう工夫(アパート住民など広く参加を呼びかける)

地区行政強化

- * 5町内会の区分け再編(明治町内会の分割等)
- * 口大野保育所廃止後の建物、跡地利用計画策定
- * 町内世帯数が理想的でまとまりが良い

- * 町内が目的に向かって団結出来る
- * 隣近所の付き合いが出来ている

(良い所) お寺がある。祭りや太刀振りがある。規模が防犯や子供の教育にも良い。地域のつながりを強くする

5、昭和町内(平成22年12月16日、午後7時、公民館)

【産業】

産業振興

- * いととめ駅前店(スーパー)再開して
- * 商店(街)の復活
- * 空き店舗や空き家の有効利用(旧農協の有効利用)
- * 商店、織物工場、金融機関などみんな無くなる
- * 地場産業会館、道の駅的な集客賑わい活気の出せる場所をつくる
- * 若者がUターンし易い環境づくり

【安心安全】

生活環境整備

- * 下水道の整備
- * 鉄道線路と住宅間の生活排水路の整備
- * 線路の十手の草刈り
- * 電話ボックスの増設
- * 丹後大宮駅周辺整備(空き地払下げ、広場(空き地)の雑草で駅としてのイメージが 悪い、駅裏に自転車の放置)

地域環境整備

- * 市道改修(駅→出合間、奥大野近道線)
- * 市道側溝の整備、ふたかけ
- * 清溝の暗渠化(高橋康之→小牧製菓裏)
- * 家下川の流れを良くする改修(西野常男宅うら下流)
- * 清溝ふた歩道の改修 (グレーチングの改良)
- * 奥大野近道線の道路通行止標識の改良と道路案内新設
- * 道路新設(駅裏からにしがき横の間)
- * 道路除雪を丁寧に早く
- * 狭い道路を一方通行に
- * 竹野川堤防道路の通学時間帯の通行制限実施

防災·防犯

- * 防犯灯の新設(駅アーケードと交差点の間、駅裏中河原橋間)
- * 防犯灯の管理徹底(良く切れて放置されている)

【健康福祉】

健康づくり

- * 地区で運動会が出来るような公園などグランド広場の整備
- * 体力づくりのトレーニング場

高齢者 • 児童福祉

- * 子供たちが安全に遊べる場所の確保
- * 子供もお年寄りも自由に出入り出来る憩いの広場、サロン新設
- * 独居老人の増加対策として見守り方法の検討

【文化教育】

生涯学習

- * 免許、資格の取れる場が欲しい
- * 国営農地幹線道路のポイ捨て対策

文化、芸能

- * 夏祭りとわいわい祭を一つにする
- * 秋祭りの見直し
- * 今後の秋祭りについて考える
- * 口大野全体に活気がない(他地区に比べ)

(良い所)駅がある。

地区行政強化

- * 昭和会館の改築
- * 駅駐車場の余地活用
- * アパート住民との交流
- * 各区の区費の統一
- * 区の行事の見直し(ボランティア、その他)
- * 旧口大野村役場を住民交流サロンに
- * 各区(町内)のバランスの良い発展
- * 隣組の再編組み換え

(良い所) 昭和会館がある。隣組の団結力がある。若い人の結束が強い。

6、区内任意団体等

(平成23年1月19日、1部午後1時30分、2部午後7時30分、公民館) 任意団体としての悩み、今必要なこと

【産業】

- ・農業の後継者不足(農事組合)
- ・農地の維持管理が出来ないため耕作放棄地の拡大している(農事組合)
- ・農業道水路等の基盤維持管理が出来ない(農事組合)
- ・農地や山林の管理組織の設立(農事組合)
- ・後継者不足による農地の荒廃が目前に迫っている

- ・区で農業補助制度を取り入れるような人材対策を講じてほしい
- ・猪、シカ等の被害が拡大し、人家のすぐ近くまで来ている(菅外水利組合)
- ・必要時竹野川から揚水しているが、宅地化等で農地が減少し金銭的、人的(年番、役員 のなり手もなく)に維持管理が困難(沖田水利組合)
- ・ JAロ大野女性部は、部員数 92 名と多く解散と継続の両方の声があるが、活動費の不足 に悩む
- ・ J A 女性部と婦人会の統合の話があるが、組織の性質が違うため意見が分かれ困っている。
- ・ちりめん生産が激減したが、地場産業のノウハウを活かした地域の趣味的な活動に取り 入れられないか
- ・空き工場や設備等の再利用につながる情報提供の仕組みづくりが必要
- ・駐車場のある軽食も食べられる喫茶店がほしい
- ・地区内にフリーマーケットを、不用品の有効活用をして欲しい

【安心安全】

- ・独居老人宅の除雪の仕組み作り(民生委員)
- ・除雪の苦情が多いため、もう少し丁寧な除雪がしてほしい(民生委員)
- ・地域防災意識の低下による団員の資質低下(消防団)
- ・消防団員の確保が進まずいつまでも交代(退団)出来ない
- ・消防団活動も含め、消火栓の雪かき等の任務が務めづらい
- ・自主防災組織の再編を急いでほしい
- ・子どもの通学路の安全確保。特に冬場(PTA)

【文化教育】

- ・婦人会では若い会員が増えず役員のなり手がなく交代が難しいむずかしい
- ・資金不足で活動しづらい (婦人会)
- ・会員の減少や会費負担の悩み等多い(昭友会)
- ・イベントに対する地元町内会との協力や費用負担など(昭友会)
- ・活動資金が少ない(公民館)
- ・地区担当役員のなり手がない(公民館)
- ・若い人の入会がなく役員のなり手もない(老人会)
- ・65歳までの会員を求める(老人会)
- ・集まる場所がないから会員が増えない(老人会)
- ・常時会員交流が出来る場所がほしい 複数(老人会)
- ・区からの補助金がほしい 複数(老人会)
- ・ ふれあいサロンの参加者が減少している(福祉委員)
- ・社協会費の集金が負担になっており委員になり手がない。区がやるなり工夫が出来ないか(地区社協)
- ・一昔前とくらべ来館者が激減している(図書館ハロウィン)
- ・会員数は多いが実活動する人数は決まった人になっている(図書館ハロウィン)
- ・経済の不安からなのか寄付金(お花)集まりにくい(明治振興会)

- ・指導者の育成が少々不安 (明治振興会)
- ・振子、引き手など会員確保がむづかしい(太刀振保存会)
- ・会員拡大にあたり現会員の意識改革と住民の理解を得る努力(太刀振保存会)
- ・年間活動はマンネリ化し地区の子供も少なく地蔵盆の行事など危機的(PTA)
- ・地域内に練習場所も活動資金も道具類もない(スポーツクラブ)
- ・活動資金(補助金)が欲しい(スポーツクラブ)
- 世話役(役員)のなり手がない(スポーツクラブ)
- ・会員間の親睦、健康づくり、勝負(順位) それぞれ何が重点か(スポーツクラブ)
- ・役員同士、保護者同士の交流の場
- ・行事の回数を増やす
- ・活動する場所がない
- ・近くで集まる施設がない
- ・竹野川周辺に駐車場を完備した公園やバーベキューなどが出来る場所
- ・大野神社の整備
- ・雑談の出来る集会所(絵画など趣味の展示場)
- ・図書館や歴史資料館が必要
- ・区の再編が必要ではないか

[団体間交流などに関する意見]

- ・町内の小中学校合同のスポーツ大会、交流会の実施
- PTA会員の増も見込めないなら町内を統合したほうがよい
- ・保育所と小学校の連携行事を創る
- ・福祉委員のサロンと老人会の活動と合同で計画する
- ・団体が大きくなると動きにくい、町内で自由に活動出来る場所が欲しい
- ・公民館活動を通じて子供と大人のきずなを深めたい
- ・福祉関係諸団体との情報交換の場が欲しい(老人会)
- ・各種団体長による情報交換の場を定期的に開催する
- ・会員に幅広い年齢層があり、ネットワークづくりや高齢者の現状を理解しきずな事業などの活動も大きな組織だけに可能だ、公民館活動への協力も出来る(JA 婦人部)
- ・地域のサロン等への協力、老人会との交流事業が出来ないか(婦人会)
- ・地区行事への積極的な参加(民生委員)
- ・住民意識の減退により諸団体の維持や活動が難しく、地域の絆を強力に
- ・何をするにも市域は広すぎる、旧町の横のつながりがほしい
- ・ふれあい、にこにこサロンにジョイントして行事をする (図書館ハロウィン)
- ・祭りの参加者が限定されてきている、祭りの意義を広めなければ今後心配
- ・口大野は他地区と比べ活気がない、何事にも協力することが大切
- ・区内の各団体間交流の促進
- ・区内の各種団体との交流を深め理解協力し合う場をつくる (太刀振保存会)

【健康福祉】

・福祉に対する関心がないのか委員のなり手がない(福祉委員)

- ・地域福祉、独居老人対策が必要(民生委員)
- ・独居老人など福祉情報の提供が願いたい(民生委員)
- ・高齢者の買い物、医療機関などへの足の確保
- ・ 老人集会所の確保(老人が元気であれば間接的に若者を助ける)
- ・高齢者や一人暮らしが増え、支える若い会員の入会がない(老人会)
- ・健康推進員の活躍の場がつくってほしい
- ・小学校の通学路の除雪を考えてほしい
- ・独居、高齢夫婦世帯がふえている「安心カード」の作成を
- ・若い世代の大人が少ないため子供も少ない 複数
- ・口大野区以外からの保育所利用が多く組織がまとまらない
- ・低学年から高学年まで一緒に遊べる場所が欲しい
- ・行事などの事業を増やし活性化する
- ・練習試合やリーグ戦を増やす

[必要な施設は]

- ・週に一度は気楽に集い楽しめる場所が欲しい 複数(老人会)
- ・行事や練習、大会などを行える場所 複数
- ・親子が一緒に遊べる公園(多目的広場 複数)
- ・小さい子供と親が集える場
- ・大きな公園、広場
- ・設備の整った専用グランド 複数
- ・体育館でない雨天多目的練習場 複数
- ・体力づくり (筋トレ) などが出来るスポーツジムなどの施設、
- ・大きな映画館、つりぼり、サイクリング、散歩コース

【任意団体の10年後のあるべき姿は】

- 会員増強人数の確保
- ・現在町内単位の組織を一つに
- ・少子化のなか小中PTAを統合する
- ・現状維持。やめる人入会する人、指導者の引き継ぎをうまくやる
- ・存続をかけた次世代へのバトンタッチ

【進むべき方向】

- ・口大野の発展。少し小さく固まっているように思う
- ・地区、団体など従来の発想を一度白紙に戻し新しい視点で再編成する
- ・町内会の再編成を考えるべきでは
- ・少子高齢化で祭りなど大変、5区の村意識を捨て一緒に祭りが出来ないか
- ・子供も大人も老人もホッと出来るサロン的な場所がほしい
- ・高齢化で独居も増えている、グループホームをいっぱい作る
- ・老人が楽しく過ごせるスポーツジムなどの施設がほしい
- ・区民が集まって過ごせる憩いの場や公園などの施設があればと思う
- ・区民グランドを有効利用して憩いの場(公園、集会所、催し会場等)を作る

- 人口増加策の検討
- ・織物に代わる地場産業の開発
- ・趣味と実益を兼ね環境を守る農地の利用が図れる特産物をつくる
- ・高齢化が進む中、若者や子供達が口大野に住みやすい環境を提供する、特 に子育て世代の支援協力等に地域をあげて取り組む。
- ・高齢化の進むことは避けられず、世代間で助け合わねば地域運営は出来ない。要求や要望も大事だが個々が出来る事から(花いっぱい運動とか)始め住みよい口大野にする
- ・増える高齢者と青年が交流し仲良く地域を盛りあげる精神をつくる
- ・誰とでも話が出来笑って暮らせる思いやりのある住民であってほしい。

地緣団体

(地方自治法第260条の2)

大宮町口大野区規約

平成 18 年 2 月 6 日改正版

平成15年 4月18日 施 行

口大野区

大宮町 口大野区規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は大宮町口大野区(以下本区という)という。

(区域)

第2条 本区は京丹後市大宮町口大野を区域とする。

(事務所)

- 第3条 本区の事務所は京丹後市大宮町口大野小字谷間889番地に置く。 (目 的)
- 第4条 本区は行政の円滑な推進に協力し、次に掲げる地域的な共同活動 を行うことにより、良好な地域社会の維持管理及び形成に資するこ とを目的とする。
 - (1) 回覧板の回付等区域内住民相互の連絡。
 - (2) 美化・清掃のほか区域内の環境保全と安全整備。
 - (3) 集会施設のほか本区管理施設の維持管理。
 - (4) 区域内の諸団体が行う社会活動または事業に対する支援。
 - (5) その他本条の目的達成に必要な事業。

(組 織)

- 第5条 前条の目的を推進し達成するため、第2条に定める区域を次の5区 内(以下町内会という)に分割し、およそ10世帯を基準として構成 する隣組を組織する。
 - (1) 万才町内会
 - (2) 剱鉾町内会
 - (3) 高砂町内会
 - (4) 明治町内会
 - (5) 昭和町内会

第2章 区 民

(区 民)

- 第6条 本区の区民は、第2条に定める区域内に住所を有する個人とする。 但し、表決件は世帯の構成員数分を1票とし、世帯主が代表する。
 - 2 本区の区域内に、店舗または事業所などを有する個人または法人及 びアパートなどに住所を有する個人は準区民とし、表決権を有しない ものとする。

(加入)

- 第7条 第2条に定めるもので、新たに本区に加入するときは、別に定める 加入申込書(世帯名簿に替えることができる)を区長に提出しなけれ ばならない。
 - 2 前項の加入申込みがあったときは、正当な理由なくこれを拒んでは ならない。

(退 区)

- 第8条 区民が次の各号に該当するときは、本区を退区したものとする。
 - (1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなったとき。
 - (2) 本人より退区届が区長に提出されたとき。
 - 2 区民が死亡または失踪宣告を受けたときは資格を喪失する。

(区費)

第9条 区民及び準区民は審議会で定められた区費を、当年度内に分納また は一括して納入しなければならない。

第3章 役 員

(役員の種別)

- 第10条 本区に次の役員を置く。
 - (1) 区長
 - 1名
 - (2) 副区長 1名 (町内会長の互選により兼任する。)
 - (3) 町内会長 5名
 - (4) 審議員 若干名 (第5条に規定する各町内会ごとに約50世 帯に1人を基準とし選出する。)
 - (5) 監査員 2名
 - (6) 隣組長 若干名

(役員の選出)

- 第11条 区長は区民の選挙または区長選任委員会が推薦し、審議会の承認 を得なければならない。
 - 2 町内会長の選任は当該町内会の選任委員会の推薦とし、審議員は 町内会長が選任委嘱して、区民の代議員として隣組長会の承認を得 なければならない。
 - 3 監査員は、当該町内会の町内会長の推薦を受け区長が委嘱する。
 - 4 隣組長は当該隣組内で区民が推薦し、就任する旨の承諾を得なければならない。

(役員の職務)

第12条 区長は本区を代表し、本区の業務を総括する。

- 2 副区長は区長を補佐し、区長に支障あるときまたは欠けたときはその職務を代行する。
- 3 町内会長は当該町内会を代表し、町内会を総括し隣組長会を招集 する。
- 4 審議員は当該町内会を代表し、代議員として審議会を構成する。
- 5 監査員は次の業務を行う。
- (1) 本区の会計及び資産状況の監査。
- (2) 第10条の1号から4号に定める役員の業務執行状況の監査。
- (3) 会計並びに資産及び各種業務の執行に不備の事実を発見したときは審議会に報告する。このため必要あるときは審議会の開催を請求することができる。

(役員の任期)

- 第13条 第10条第1号から第5号に定める役員の任期は2年とし、第6 号に定める役員の任期は1年とする。
 - 2 第4号及び第5号に定める役員は、その半数を毎年改選する。 ただし、再任を妨げない。
 - 3 役員の任期は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
 - 4 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するま での間はその職務を行わなければならない。

第4章 会 議

(会議の種類)

第14条 本区に町内会長会及び審議会を置く。

また、必要あるときは専門委員会を設置することができる。

(審議会の構成)

- 第15条 審議会は区民を代表するもので区長が召集し、区長・町内会長及 び審議員で構成する。
 - 2 必要あるときは審議会に監査員を出席させることができる。
 - 3 区民の請求により開催する臨時審議会には、請求者を出席させることができる。

(審議会の権能)

- 第16条 審議会は、本区の運営に必要な次の重要事項を審議し議決する。
 - (1) 本区の区費の等級査定。
 - (2) 本区の事業並びに予算・決算。
 - (3) 本区の規約並びに規程及び組織の改廃。

- (4) その他、第10条に規定する役員が必要と認めた事項。 (会議の開催)
- 第17条 通常審議会は毎年3月と6月に開催する。
 - 2 臨時審議会は、次の各号の一つに該当するとき開催する。
 - (1) 区長が必要と認めたとき。
 - (2) 区民が目的を示して請求し、区長が必要と認めたとき。
 - (3) 規約第12条第5項第3号の規定により、監査員から請求があったとき。

(会議の成立)

第18条 審議会の成立は構成員の3分の2以上の出席がなければ開催する ことが出来ない。

(会議の議長)

- 第19条 審議会の議長は、審議会で推薦し任期は1年とする。
 - 2 議長欠席のときは、当該審議会で指名する。

(会議の議決)

第20条 会議の議事は別に定めるもののほか、審議会出席者(区長を除く) の過半数をもって議決し、可否同数のときは議長の決するところと する。

(会議の議事録)

- 第21条 会議には議長は書記を任命し、議事録を作成しなければならない。
 - 2 議事録には、議長及び区長が署名押印しなければならない。

(町内会長会)

第22条 町内会長会は必要に応じて区長が召集し、全員が出席しなければ 開会してはならない。

(町内会長会の権能)

- 第23条 町内会長会は、次の事項を議決または協議する。
 - (1) 審議会に付議すべき事項。
 - (2) 審議会で議決された事項の執行に関すること。
 - (3) 本区の業務執行に関すること。
 - (4) 事務吏員のほか職員の採用及び就労に関すること。
 - (5) 区長の報酬及び事務吏員等の給与又は費用支弁に関すること。
 - (6) 副区長の選任。
 - (7) その他区長が必要と認めた事項。
 - (8) 会計予算の専決に関すること。

(町内会長会の記録)

第24条 町内会長会の議長は区長が当たり、議決を必要とする事項につい

ては議決の状況を記録しておかなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第25条 本区の資産の構成は次のとおりとする。
 - (1) 区費
 - (2) 交付金及び補助金。
 - (3) 活動から生ずる資産。
 - (4) 資産から生ずる資産。
 - (5) その他の収入。
 - (6) 財産目録(不動産等)記載の資産。

(資産の管理)

第26条 本区の資産は区長が管理する。

(経費の支弁)

第27条 本区の経費は資産をもって支弁する。

(資産の処分)

第28条 本区の資産を処分または担保に供するときは、審議会の3分の2 以上の議決を得なければならない。

(事業計画及び予算)

第29条 本区の事業計画及び予算は区長が作成し、毎会計年度開始前に審 議会の議決を得なければならない。

また、これを変更するときも同様とする。

2 年度開始後においても予算が議決されないときは、前年度予算を 基準として収支することができる。

(事業及び決算の報告)、

第30条 区長は事業報告書、収支決算書、財産目録、を作成し、監査員の 監査を受け、毎会計年度終了後三ヶ月以内に審議会を開催して承認 を得なければならない。

(会計年度)

第31条 本区の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更・解散及び保管

(規約の変更)

第32条 規約の変更は審議会出席者の3分の2以上の議決を得なければな らない。

(解 散)

- 第33条 本区は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民 法68条第1項第3号及び4号並びに第2項の規定により解散する。 (財産の処分)
- 第3.4条 本区が解散するときの残余財産の処分は、審議会の4分の3以上 の議決を得なければならない。

(備付の帳簿及び書類)

- 第35条 事務所には次の書類を備えておかなければならない。
 - (1)_規約
 - (2) 区民の世帯名簿。
 - (3) 登記・認可及び契約などに関する書類。
 - (4) 審議会議事録及び町内会長会で議決を要するものの議事録。
 - (5) 会計収支に関する帳簿。
 - (6) 財産目録など資産に関する帳簿。
 - (7) 紛争・和解などその他区長が必要と認めた書類。

(委 任)

第36条 規約の施行に関し必要な規則・要綱及び要領は町内会長会の議決 を経て区長が定める。

[付 則]

- 1 昭和62年4月1日付け、大宮町口大野自治会会則は廃止する。
- 2 この規約は、平成15年4月18日から施行する。
- 3 平成16年3月 8日一部改正(自治会を区に改正。)/
- 4 平成17年3月15日一部改正(中郡を京丹後市に改正。)
- 5 平成18年2月 6日一部改正(5区を各町内会に、審議会の成立・議決の改正。)
- 6 平成18年7月1日語句、句読点等一部訂正。